

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公表番号】特表2013-510018(P2013-510018A)

【公表日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2012-537841(P2012-537841)

【国際特許分類】

B 28 B 3/02 (2006.01)

E 04 B 1/86 (2006.01)

C 04 B 38/00 (2006.01)

【F I】

B 28 B 3/02 K

E 04 B 1/86 A

C 04 B 38/00 301A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月29日(2013.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

厚みDを有する鋳造材料のシートを製造する方法であって、

複数の突出するセル(3)を有するパターンで有する第1の表面(2a)を含む第1の成形鋳型(1a)を供給するステップを含み、前記セルは最大高さH1突出し、H1 < Dであり、さらに、

複数のセル(3)を有するパターンで有する第2の表面(2b)を含む第2の成形鋳型(1b)を供給するステップを含み、前記セルは最大高さH2突出し、H2 < Dであり、さらに、

2つの離間された成形鋳型の間に鋳造物質(4)を配置するステップと、

前記鋳造物質中の閉じ込められた空気を除去するために、2つの表面が互いから距離Dとなるまで前記成形鋳型に圧力をかけるステップと、

前記鋳造物質を硬化させるステップとを含む、方法。

【請求項2】

最大セル高さの和がDより大きい、つまりH1 + H2 > Dである、請求項1に記載のシートを製造する方法。

【請求項3】

最大セル高さと前記鋳造物質の最大粒径との和は前記シートの厚みより大きい、つまりH1 + H2 + (前記鋳造物質の最大粒径) > Dである、請求項1または2に記載のシートを製造する方法。

【請求項4】

前記成形鋳型(1a)および(1b)は可撓性である、請求項1から3のうちいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記成形鋳型の少なくとも一方はプラスチック箔である、請求項1から4のうちいずれか1項に記載の方法。

【請求項 6】

前記铸造物質はセメントベースの物質である、請求項 1 から 5 のうちいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 7】

表面抑制剤が前記成形鑄型の少なくとも一方に添加される、請求項 1 から 6 のうちいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 8】

加圧中の前記成形鑄型のパターンの少なくとも一部は互いに関して変位されるか、または、前記成形鑄型のパターンは、前記第 1 および第 2 の成形鑄型のパターンが互いに関して変位されるように配列されるか、または、前記成形鑄型のパターンは、前記第 1 および第 2 の成形鑄型のパターンが整列されるように配列される、請求項 1 から 7 のうちいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 9】

前記铸造物質 (4) は前記第 1 の表面 (2a) 上に配置され、次いで、前記第 2 の表面 (2b) が前記铸造物質に面した状態で前記第 2 の成形鑄型を前記铸造物質上に配置する、請求項 1 から 8 のうちいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

重りまたはローラーが前記成形鑄型上の 1 点から別の点に移動される、請求項 1 から 9 のうちいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 11】

厚み D で分離された第 1 および第 2 の表面を有する铸造物質を備えるキャストシートであって、

前記第 1 の表面は最大深さ D 1 を有する複数の空洞を含み、前記空洞はパターンを形成し、

前記第 2 の表面は最大深さ D 2 を有する複数の空洞を含み、前記空洞はパターンを形成し、

$D_1 < D$, $D_2 < D$ であり、 $D_1 + D_2 > D$ である、キャストシート。

【請求項 12】

前記シートは铸造物質粒をさらに備え、 $D_1 + D_2 +$ 前記铸造物質の最大粒径 $> D$ である、請求項 1 から 11 のうちいずれか 1 項に記載のキャストシート。

【請求項 13】

前記铸造物質はセメントベースの物質である、請求項 1 から 11 のうちいずれか 1 項に記載のシート。

【請求項 14】

2 つの表面のパターンは互いに関して少なくとも部分的に変位される、請求項 1 から 13 のうちいずれか 1 項に記載のシート。

【請求項 15】

緑の壁、触媒表面、吸音壁、建設資材、壁、日よけ、窓、型、家具、ランプ、および陶磁器としての、請求項 1 から 13 のうちいずれか 1 項に記載のシートの使用。